

# 熊本県歯 国保だより

5年度 **No.1** 2023.8.1 発行

熊本県歯科医師国民健康保険組合  
〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-4-15  
TEL : 096-343-0419 FAX : 096-343-0421

【現加入者数：令和5年7月1日現在】  
組合員数：2, 876人  
被保険者数：1, 572人

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

## 高齢受給者証が更新になります

<7月末日 70歳以上の方へ>

先日、発行して送付しました「高齢受給者証」について、医療機関を受診される場合は

被保険者証  
(緑色)

+

高齢受給者証  
(白色)

の両方を提示して

ください。

有効期限が令和5年7月31日までの被保険者証はご自身で破棄して頂きますようお願いいたします。

### ◇70歳から74歳の方の医療費の窓口負担割合

判定基準	一部負担額の割合
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額が 145万円未満の場合	2割
同一世帯の歯科医師国保加入者の合計で課税標準額が 145万円以上の場合	3割

## 国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在お使いの限度額適用認定証は有効期限が令和5年7月31日までです。

**8月以降もご使用の場合は再度申請して頂き、発行が必要になります。**

申請書はHPよりダウンロードできます。当組合へ郵送下さい。

**※国民健康保険標準負担減額認定証も同様となります。**

- 1 「国民健康保険限度額認定証」  
(令和4年8月～) 鶯色 ⇒ (令和5年8月～) クリーム色
- 2 「国民健康保険標準負担減額認定証」  
(令和4年8月～) 竜胆色⇒ (令和5年8月～) 鶯色

※旧認定証はご自身で**破棄**して頂きますようお願いいたします。

## 国民健康保険特定疾病療養受療証の更新について

現在お使いの特定疾病療養受療証は有効期限が令和5年7月31日までです。

新規で必要とされる下記の内容に該当するか被保険者の方は当組合宛にご連絡  
下さいますようお願いいたします。

～現在の対象疾病～

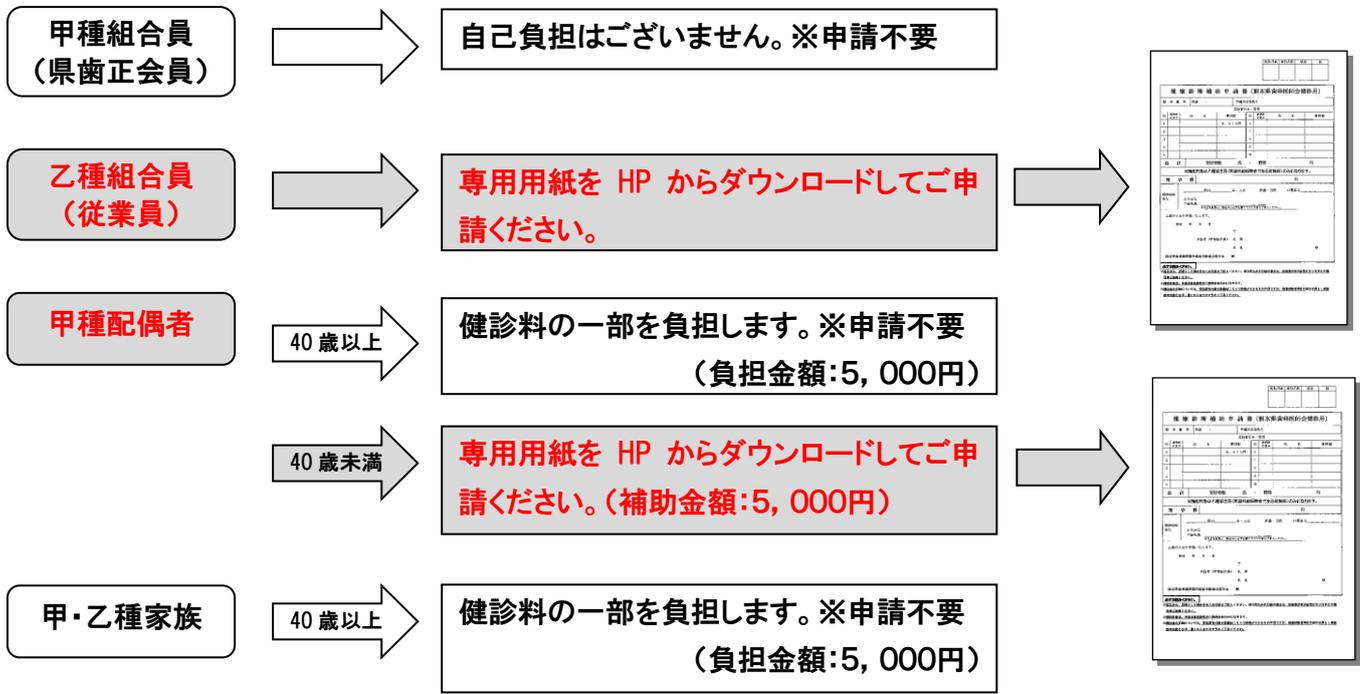
- ・人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
- ・血友病
- ・血液製剤による HIV 感染

上記該当者の方が申請対象者になります。

※旧認定証は8月以降にご自身で**破棄**して頂きますようお願いいたします。

# 県歯主催健康診断の補助について

健診料金 1) 定期健診：9,900円 2) 特定健診：8,041円



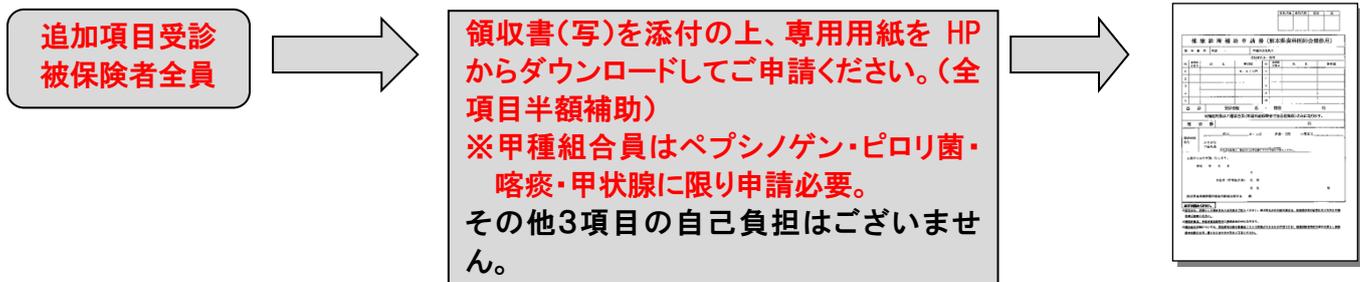
※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

## 健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため、組合で5,000円を負担します。(申請不要)  
後日、県歯会より届く健診料の請求額は、負担分5,000円を差し引いた金額になります。



## 定期健診を受診で



## 特定健診を必ず受診してください

自覚症状がないまま進行し忍び寄る生活習慣病。その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために、本組合では「特定健診」を実施しています。毎年の健診で自分の健康状態を知り、健康リスクを把握しましょう！

**毎年度、目標受診率（70%）が達成できない状態が続いており、このままでは国からの補助金が削減されることになり、結果的には保険料の更なる値上げにつながる可能性があります。甲種・乙種組合員、そのご家族など、対象者の方は全員受診しましょう！**

### 特定健診でわかること

- 身長・体重・腹囲 → 肥満度・内臓脂肪の蓄積度
- 血圧 → 高血圧症
- LDL・HDL・中性脂肪 → 脂質異常症
- GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP → 肝機能
- 血糖・HbA1c・尿糖 → 糖尿病
- 尿酸・クレアチニン・尿蛋白 → 腎機能

※医師の判断で、貧血・心電図・眼底検査を実施することがあります。



### 対象者

年度内40歳～75歳未満の歯科医師国保組合に加入している方

- ・受診時に被保険者であること。
- ・昭和58年4月1日～昭和59年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診対象者です。

※ただし、妊産婦や病院又は診療所に6ヶ月以上入院している方などは対象となりません。

### 健診日程・会場

本組合では、県歯会主催の健康診断で特定健診を実施しています。

**健診日程・会場については、県歯会から別途お知らせしていますので、ご確認ください。**

### 申込方法

**健診機関から申込書が届きますので、直接お申込みください。**



## こんな時どうするの？

**Q. 保険証が歯科医師国保ではありませんが健康診断を受けても良いですか？**

**A. 熊本県歯科医師会主催の健康診断に関しては歯科医院にお勤めの方、ご家族どなたでも受診可能です。ただし、歯科医師国保からの補助はできませんので全額自己負担となります。**

### 『医療費通知』(令和4年11月～令和5年4月診療分)の送付

4年11月～5年4月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

### 『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和5年5月分)の送付

5月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

# 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失（退職等）された時点で、被保険者証は使用できません。

（過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。）

## ★オンライン資格確認について★

マイナンバーカードを保険証利用登録している方は、喪失届を受理するまで新しい健康保険の情報が更新されませんのでご注意ください。（喪失届を受理するまでにマイナンバーカードを利用して医療機関を受診された場合は、喪失後受診となるため、後日医療費を請求することがあります。）

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。（領収書の異動に係る調整の欄参照）なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

◇ **加入** の場合の保険料は  
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

◇ **喪失** の場合の保険料は  
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。